

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第27号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第10章 略 第11章 雑則（第273条～第278条） 第273条 略 第274条（亡失又は毀損等の報告） 第275条～第278条 附則</p> <p>（歳計現金の運用） 第17条 会計管理者は、一般会計と各特別会計の所属現金に過不足を生じたときは、同一年度に限り相互に繰替え運用をすることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（資金前渡のできる範囲） 第68条 略</p> <p>（1）～（3） 略 （4） 給与その他の給付（招へい旅費及び派遣旅費を含む。） （5）～（23） 略</p> <p>（資金前渡の限度額） 第68条の2 略</p> <p>（1） 略</p>	<p>目次 第1章～第10章 略 第11章 雑則（第273条～第278条） 第273条 略 第274条（亡失又は<u>き損</u>等の報告） 第275条～第278条 附則</p> <p>（歳計現金の運用） 第17条 会計管理者は、一般会計と各特別会計の所属現金に過不足を生じたときは、同一年度に限り相互に繰替え運用をすることができる。<u>この場合において、会計管理者は、指定金融機関に対し預金繰替通知書（第2号様式）を発行しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（資金前渡のできる範囲） 第68条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</p> <p>（1）～（3） 略 （4） 給与その他の給付（招へい旅費及び派遣旅費を含む。）<u>及び賃金</u> （5）～（23） 略</p> <p>（資金前渡の限度額） 第68条の2 前条の規定による資金の前渡は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を限度として行うものとする。</p> <p>（1） 略</p>

(2) 被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費又は常時支払を必要とする食糧費、自動車駐車料、航送料、道路使用に要する経費、交通事故負傷者搬送協力謝礼金若しくは交際に要する経費 16日以内に支払が予定される金額

(3) 略

(前金払のできる経費)

第77条 略

(1)～(11) 略

(12) 検査、試験又は登録を受けるために要する経費

(13) 電気通信回線を通じて契約の履行を受けるものに要する経費

(契約書の作成)

第144条 略

(1) 略

ア～セ 略

ソ 契約不適合責任に関する事項

タ～ト 略

(2) 略

ア～コ 略

サ 契約不適合責任に関する事項

シ～タ 略

(3) 略

(4) 略

ア～キ 略

ク 契約不適合責任に関する事項

ケ～サ 略

(5) 略

2 略

(保証金の還付)

第151条 入札保証金は落札決定後に、契約保証金は債務の履行の検査終了後にそれぞれ還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に、契

(2) 被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費又は常時支払を必要とする賃金、食糧費、自動車駐車料、航送料、道路使用に要する経費、交通事故負傷者搬送協力謝礼金若しくは交際に要する経費 16日以内に支払が予定される金額

(3) 略

(前金払のできる範囲)

第77条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1)～(11) 略

(契約書の作成)

第144条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 請負契約の場合

ア～セ 略

ソ かし担保責任に関する事項

タ～ト 略

(2) 売買契約の場合

ア～コ 略

サ かし担保責任に関する事項

シ～タ 略

(3) 略

(4) 交換契約の場合

ア～キ 略

ク かし担保責任に関する事項

ケ～サ 略

(5) 略

2 略

(保証金の還付)

第151条 入札保証金は落札決定後に、契約保証金は債務の履行の検査終了後にそれぞれ還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充

約保証金（財産の売払いの契約において納付されたものに限る。）は契約の相手方の同意を得て売払代金にそれぞれ充当することができる。

（その他の保全の方法）

第198条 略

(1)～(4) 略

(5) 時効の更新又は完成猶予の措置をとること。

（亡失又は毀損等の報告）

第274条 出納員、収入取扱員、物品取扱員、会計員、資金前渡職員、専任者及び共用責任者は、その保管に係る現金（代替証券を含む。）、物品等を亡失し、若しくは毀損したとき、又はその他の事故があったときは、直ちに、課の長又は所の長に報告しなければならない。

2 課の長又は所の長は、前項の規定による報告を受けたとき、又は次に掲げる行為をする権限を有する職員又は賠償責任を有する職員を指定する規則（昭和40年香川県規則第3号）に規定する職員が当該行為をし、若しくは怠ったことにより県に損害を与えたと認められるときは、直ちに第127号様式を作成し、知事及び会計管理者に提出しなければならない。

(1) 支出負担行為

(2) 支出の命令又は支出負担行為の確認

(3) 支出又は支払

(4) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査

別表第6（第51条、第56条関係）

支出負担行為の整理基準等

（その1）

科目	説明	支出負担行為として 決裁を	支出負担行為の 範囲	支出負担行為に 必要な主な	支出の命令に 必要な 主な書

当することができる。

（その他の保全の方法）

第198条 債権管理者は、前2条の規定によるほか、その所管に属する債権について次の各号に掲げるところにより保全しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 時効中断の措置をとること。

（亡失又はき損等の報告）

第274条 出納員、収入取扱員、物品取扱員、会計員、資金前渡職員、専任者及び共用責任者は、その保管に係る現金（代替証券を含む。）、物品等を亡失し、若しくはき損したとき、又はその他の事故があったときは、直ちに、課の長又は所の長に報告しなければならない。

2 課の長又は所の長は、前項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、意見を付して、会計管理者を経て知事に報告しなければならない。

(1) 亡失又はき損等の日時及び場所

(2) 亡失又はき損等の件名、数量及び金額又は価格

(3) 保管の状況

(4) 亡失又はき損等の事実

(5) 亡失又はき損等の事実を知った動機及びその後の措置

(6) その他必要な事項

別表第6（第51条、第56条関係）

支出負担行為の整理基準等

（その1）

科目	説明	支出負担行為として 決裁を	支出負担行為の 範囲	支出負担行為に 必要な主な	支出の命令に 必要な 主な書

		受け処理する時期	書類	類
1～3	略			
4	共済費	略	報酬及び給料に係る社会保険料	略
5・6	略			
7～27	略			

備考 略

(その2) 略

帳簿その他の様式

1・2 略

目次

様式番号

様式の名称

関係条文

		受け処理する時期	書類	類			
1～3	略						
4	共済費	略	報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	略			
5・6	略						
7	賃金		地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定に基づき任用するもの	支出をしようとするとき。	支出をする額	支出調書、任用に係る書類	支出調書、任用に係る書類
			その他のもの	雇入れをしようとするとき。	支出をする額	雇入れに係る書類	支出調書（請求書）
8～28	略						

備考 略

(その2) 略

帳簿その他の様式

1・2 略

目次

様式番号

様式の名称

関係条文

第1号 略
 第2号
 第3号～第126号 略
 第127号
 第128号～第135号 略

削除
事故発生報告書 第274条

第2号様式 削除

第1号 略
 第2号
 第3号～第126号 略
 第127号
 第128号～第135号 略

預金繰替通知書 第17条
削除

第2号様式 (第17条関係)

預金振替通知書	
振替番号	第 号
会計名	
増額する預金名	
減額する預金名	
金額	
上記のとおり振り替えてください。	
年 月 日	
指定金融機関等 殿	
	振替日付印
会計管理者	印

預金振替済通知書	
振替番号	第 号
会計名	
増額する預金名	
減額する預金名	
金額	
上記のとおり振り替えました。	
年 月 日	
会計管理者 殿	
	振替日付印
指定金融機関等	印

備考 用紙各片の大きさは、縦210ミリメートル、横99ミリメートルとすること。

第48号様式 (その1) (第120条関係)

(日本産業規格A列4番)

保管換伺兼出納通知書

(払出側)

出納通知	物品出納者 命令者	出納機 関	出納員 (物品取扱員)	保管換決定						起案者	整理番号	
									所属名			
									保管換先			
									保管換年月日			

品名	備品分類 コード	備品番号	品質・規格	数量	単価(円) 価格(円)	当初取得年月日 当初取得事由	重要 物品	国庫 補助	摘 要
備 考									

備考 本書は、物品を払い出す側が使用すること。

第48号様式 (その1) (第120条関係)

(日本産業規格A列4番)

保管換伺兼出納通知書

(払出側)

出納通知	物品出納者 命令者	出納機 関	出納員 (物品取扱員)	保管換決定						起案者	整理番号	
									所属名			
									保管換元			
									保管換年月日			

品名	備品分類 コード	備品番号	品質・規格	数量	単価(円) 価格(円)	当初取得年月日 当初取得事由	重要 物品	国庫 補助	摘 要
備 考									

備考 本書は、物品を払い出す側が使用すること。

第127号様式 (第274条関係)

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

香 川 県 知 事 殿
香 川 県 会 計 管 理 者 殿

課 (所) 名
所属長 氏名



事故発生報告書

年 月 日に次の事故が発生したので報告します。

1	事故発生年月日	年 月 日	午前 午後	時 分
2	事故発生場所			
3	事故の概要	事故責任者職氏名・生年月日	年 月 日生	
		事故発生状況		
		亡失又は毀損の件名		
		亡失又は毀損の数量		
		亡失又は毀損した物品の金額 若しくは価格(時価)		
4	事故発生の原因			
5	保管の状況			
6	亡失又は毀損の 事実を知った 動機及びその後 の措置			
7	その他参考とな る事項及び意見			

備考 公用自動車の毀損の場合は、香川県職員服務規程(昭和36年香川県訓令第3号)第19条の2第1項に規定する交通事故報告書(第5号様式)を準用する。この場合において、同様式中「総務部長」とあるのは「会計管理者」とする。

第127号様式 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。